

【セッション3】今後の備え1 自治体の文化財防災対策 三重県～東日本大震災以降の三重県における博物館等の 災害時に向けた取組について



間 創 三重県総合博物館

0. はじめに

三重県総合博物館の間 創です。本日は自然災害における三重県での取組みをご紹介させていただきたいと思っております。

まず三重県が自然災害に対してどういう状況に置かれているかという地理的な概要ですが、三重県には伊勢湾に面した地域と太平洋に面した地域があり、伊勢湾に面している地域は、扇状地が連なっているような場所で、平地や低地が多く、太平洋に面した地域はリアス式海岸になっているという特徴があります。その中で一番大きな災害として想定されているのが、南海トラフ地震になります。この地震では県内の全域で大きな揺れがあると想定されています。特に人口の多い都市が連なる伊勢湾沿いでは揺れが特に大きくなると想定されていますので、都市機能は大きなダメージを受けると想定されています。また南海トラフ地震によって起こる津波では、伊勢湾内の津波の高さはあまり高くありませんが、浸水面積が非常に大きくなるだろうと想定されています。太平洋に面した熊野灘の近辺についてはリアス式海岸になっておりますので、浸水面積は大きくないかわりに、津波の高さが非常に高くなると想定されています。また三重県は紀伊半島の東側に位置していることから、台風、風水害も非常に心配されております。近々の例としては平成23年の台風12号による紀伊半島豪雨があります。今述べてきたような地震、風水害といった局所的な災害に対して、三重県は取り組んでいかなければならないという状況にあります。

本日お話をさせて頂く取組みは、三重県が東日本大震災に際して博物館等の県職員10名程度を被災地に派遣し、またその派遣先も日本博物館協会をはじめ、様々な団体に派遣したという経験の中で、次は三重県でレスキューや保存処理をやらなければいけないという危機感を持ったというのが契機になっております。

1. 平成23年台風12号への対応

東日本大震災への派遣における活動内容や課題等について情報共有し、三重県で災害がおこった際の対応について検討しているさなか、平成23年9月に台風12号で三重県南部が被災しました。その対応事例を紹介します。

三重県博物館協会は、事務局が全ての会員館園に連絡をとり、その中で会員館が被災しているという情報を得ました。そこで三重県博物館協会からの依頼という形で、三重県立博物館や三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク（みえ歴史ネット）などと協力し、被災館の現状調査、及び周辺の社寺を含め、確認がとれないようなところについて現地へ調査に行きました。またその後も資材の提供や保存処置、微生物調査などを継続して対応しました。

みえ歴史ネットは、三重県熊野庁舎の公文書が被災したという情報を得ました。そこで当時の事務局であった県文化振興課県史編さん班の職員がみえ歴史ネットの事務局員として現地に行き、その中で対応マニュアルの配布や、具体的な処置方法などを現地の県職員へ指導あるいは助言を行いました。この対応については、東日本大震災において全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）へ派遣された職員が得たノウハウや知識などをもとに対応しました。

ただこれらの活動は指定文化財にかかわるようなものがないということで、県の教育委員会とは情報を共有するということにとどまりました。

以上のような契機、あるいはその後の台風での災害を通して、三重県では災害が起こった際に既存のネットワークを活用して、円滑に活動できるような仕組みづくりが必要であると考え、取組みを始めました。

大規模災害が起こった際の、三重県博物館協会やみえ歴史ネット、県教委の共通認識としては、早期に救援要請を出し、県教委が主導し、活動拠点は県立の博物館・美術館になるだろうといったことや、学芸員の専門的分野に関連する全国的な組織とも協力しながら活動するといったこと

があり、ネットワークはこういった活動を円滑に行える必要があります。また三重県内の局地的な災害の場合、例えば、先ほどの水害など、三重県のみで対応しなければいけないような場合も含めて対応できる必要があります。

2. 三重県における災害時に向けたネットワーク

現在三重県には3つのネットワークがあります。1つ目は、教育委員会を中心とした、公式の情報伝達体制です。県教委まで情報が上がってくるものとしては、国と県の指定文化財、社会教育施設が所蔵する文化財となります。2つ目は、三重県博物館協会で、情報としては、基本的には会員館園についての情報が事務局に集められます。3つ目は、みえ歴史ネット、古文書等について、構成員である市町の教育委員会から事務局へ情報が集まります。なおこの2番目、3番目についても、県の教育委員会と情報を共有しながら活動していくことになっております。以降で、それぞれの取り組みについて簡単に説明させていただきます。

まず三重県博物館協会ですが、事務局は三重県総合博物館にあります。災害時の取り組みとして、「災害時の相互協力、その他機関、団体との連携及び協力に関する規約」を策定しました。また、自然災害に対応する基本情報調査を行っております。本日はこの2つについて簡単に説明します。

規約については全国美術館会議の規約を参考にし、三重県での事情や東日本大震災、台風12号の経験を踏まえて加筆・修正したものになります。細かいことは配布資料を参照いただくとして、特徴だけですが簡単にご説明します。規約の定義から始まり、誰が行うのかということ、事務局で収集した情報については、教育委員会等にも共有される場合があること、また大規模災害のときは国の委員会等へも情報を提供することもあるということなどが記載されています。また資料等の提供、あっせん、一時保管場所の提供等、阪神・淡路大震災から東日本大震災までのレスキュー活動を通じて必要とされることがわかってきた事項が挙げられています。また「その他、必要と判断される救援活動」といったような、ほんやりとした表記としたのは、様々な状況において柔軟に活動できるようにしようという意図があります。「三重県内の文化財等」という事項も同様の意図があります。資料の備蓄については、事務局が行うことになっており、事務局のある三重県総合博物館において備蓄を行っております。それから、何を根拠に職員、特に公

共団体に所属している職員を被災地に派遣するのかということがこれまでも問題になってきたことから、職員派遣体制の確保についても記載しております。

続きまして、基本情報調査です。内容としましてはどんな資料を各館で持っているかや、海や川からの距離、標高といった地理的条件、また台風12号の経験を踏まえ、館へ直接連絡がつかないときの複数の緊急連絡手段について設問を設けました。

3つ目のみえ歴史ネット、いわゆる資料ネットですが、事務局が本年10月ぐらいから三重県総合博物館に移りました。文化財レスキューに関しての、フローチャートやマニュアルを作成しており、登録機関や組織に配付しました。マニュアルについては、資料の確保等を含めて誰がいつ何をするのかといったことが列挙されております。特徴としては、歴史的公文書や文書だけでなく、生物標本類などまで含んでレスキューその他を行うということが挙げられます。

3. まとめ

現状、三重県では既存のネットワークによって自然災害に対応することを目指し、仕組みづくりを行っております。現状、教育委員会、博物館協会、みえ歴史ネットの3つのネットワークがあり、それぞれ連絡体制が存在しています。またこれらは教育委員会と情報やスタンスを共有して行っています。

課題については、情報の重複や抜けへの対応があります。今日は細かいお話はしませんが、指定の有無や、所管している部署、個人所有などに対してどう対応していくのかは大きな課題です。また危機意識が薄れていかないような取り組みも課題です。さらに各県にあるような文化財パトロールや、ヘリテージマネージャー等、既存の団体や人材も活用できないかということが課題として挙げられています。

以上、今の三重県の自然災害への取り組みということで報告させていただきました。

- 3-1. 教育委員会
 国、県指定文化財及び、市町社会教育施設等の文化財等の状況について、市町教育委員会から県教育委員会へ情報を集約する。
 ○平常時から、連絡用フォーマットを作成し迅速に情報集約できるよう対応している。
- 3-2. 三重県博物館協会
 三重県内の会員館約 60 施設によって構成され、自然災害時等において会員館間の被災状況を事務局（三重県総合博物館）へ集約する。
 ○「災害時の相互協力、その他機関、団体との連絡及び協力に関する規約」（平成 24 年 6 月 12 日施行）（資料 1）、三重県内の文化財等を対象とし、情報の提供・一時保管場所・作業の援助・事務局の資料備蓄についての規約。
 ○基本情報調査を行い、緊急連絡手段・建物の立地条件・収蔵棚架・危機管理マニュアルなどの有無について、アンケートを行い会員館間の状況を把握。
- 3-3. みえ歴史ネットワーク
 市町教育委員会によって構成され、災害時には古文書を中心とした歴史資料等についての状況を事務局（三重県総合博物館）へ集約する。
 ○「災害時の文化財等レスキュー マニュアル」（資料 2）
 ○「災害時の文化財等レスキュー フローチャート」（資料 3）
- 3-4. 三重県総合博物館
 県教育委員会、三重県博物館協会、みえ歴史ネットワークとの情報共有及び協力体制、総合博物館として人文系・自然系の人材の活用、保存処理機器の設置、保存資料の備蓄など、災害時の文化財保護の観点を目指す。
4. 課題
 被災情報の抜けへの対応（未指定、個人所有、資料分野）や、危機意識が薄れていないような取り組み、文化財パトロールやヘリテージマネージャーなど既存組織・人材の活用などが課題として挙げられている。

平成 26 年 12 月 4 日
 東日本大震災以降の三重県における
 博物館等の災害時に向けた取り組みについて

三重県総合博物館 問 創

1. はじめに
 東日本大震災における被災文化財等のレスキュー活動へ三重県からは 10 名以上が参加し、これを契機に自然災害時における文化財等保全への取り組みについて検討が始まりました。また検討の最中、同年 9 月の台風 12 号により被災した三重県南端においてレスキュー活動を行った。これらの経験をもとに三重県では自然災害への備えとして、博物館等による既存ネットワークを活用し、災害発生時に円滑に活動できるような仕組みづくりを行ってきたので事例報告する。
2. 平成 23 年台風 12 号による河川氾濫等への対応
 2-1. 熊野市紀和町釜山資料館
 三重県博物館協会事務局から会員館へ被災状況の照会を行い、三重県教育委員会、三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク（みえ歴史ネットワーク）との被災情報共有した。三重県博物館協会会員館である三重県立博物館（当時）及び、みえ歴史ネットワークは被災順、余裕施設、社寺等の状況確認のため職員を現地へ派遣した。また三重県博物館協会による貸付・機器的提供、保存処置、微生物調査の協力を行った。
- 2-2. 三重県熊野庁舎
 みえ歴史ネットワークが被災情報を把握し、これを県教委、三重県博物館協会と情報共有した。みえ歴史ネットワーク事務局職員が現地へ派遣、「水損公文書の初陣対応について」マニュアルを作成配布、現地職員への応急処置指導（同年 12 月まで）、水損史料廃棄についてのチラシ配布、微生物調査などを行った。
3. ネットワーク
 三重県では南海トラフ巨大地震などの県内全域を隣県を含めた広域災害が発生した際には、早期に救援組織へ救援を要請する方針としており、また台風・豪雨、河川氾濫など局地的災害を含め、①教育委員会による情報伝達体制、②三重県博物館協会、③みえ歴史ネットワークの 3 つの既存ネットワークによる対応を想定している。

災害時の相互協力、その他機関、団体との連絡及び協力に関する規約

(目的)

第 1 条 この規約は、三重県博物館協会(以下「協会」という)に加盟する会員館が災害に見舞われた時、もしくはそれが予想される場合、必要に応じて相互協力をを行うとともに、関連するその他機関や団体との連絡を行い、各会員館の活動を円滑に進めることを目的として定める。

(定義)

第 2 条 災害とは、地震、風水害、火災、人為的災害等をいう。被害とは、災害が原因で生じた施設、管理資料への損害をいう。

(相互協力の内容)

第 3 条 第 1 条の内容は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 被害に関する情報の収集活動と提供活動
- (2) 救援活動

第 4 条 第 3 条で定めた内容以外の活動が必要な場合においては、理事会において決定する。但し、緊急を要する場合には事務局が仮の決定を行うことができる。この場合においては、理事会を速やかに招集し、活動の遂行の是非を審議することとする。

(組織)

第 5 条 災害が発生し被害が予想される場合、事務局は速やかに本部を設置する。

第 2 条 本部を受け持つ会員館に何らかの被害が生じ本部の任を果せなくなった場合、別途定める順位に従い他の会員館へ本部を移転させる。あるいは本部を受け持つ会員館に被害が生じ本部の任を果せなくなっていると推定される場合、別途定める順位に従い他の会員館が本部を設置する。

第 3 条 会長は、代替の本部、あるいは現地対策本部となる会員館を指名し、依頼することができる。代替の本部、あるいは対策本部に指名された会員館の館長は、直ちに設置の可否を会長に返答することとする。

(活動の開始と情報の収集活動)

第 6 条 本部は、災害が発生し被害が予想される場合、ただちに連絡網による情報の収集活動を実施するものとする。

第 7 条 災害が発生し被害を受けた会員館、あるいは被害を受けることが予想される会員館(以下「被災館」という)は、できる限り速やかに予想される被害や被災状況を把握し、協会に対し被害の状況を報告するものとする。

(情報の提供活動)

第 8 条 本部は、収集した情報を会員館へ必要に応じて提供するものとする。

第 9 条 本部は、被災館の承諾を得た被災内容について、三重県教育委員会、三重県

内の各市町教育委員会、歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク会議、報道機関、その他関係機関、関係団体等(以下「関係機関等」という)に情報を提供することができる。

2 大規模災害時、文化財等の救援を目的とした委員会等が設置される場合においては、その委員会等へ情報を提供することができる。

(救援活動)

第 10 条 第 1 条に定める救援活動の内容は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 被災館がその被害に対してとらなければならない対策について必要とされる情報の提供
- (2) 被災館の被害に対する応急処置に必要な資器材の提供斡旋
- (3) 被災館の管理資料の一時保管場所の提供
- (4) 上記の対策等の実施にあたって必要とされる作業の援助
- (5) 募金活動、および募金の救援活動への活用
- (6) その他、必要と判断される救援活動

2 前項に定める活動内容の実施に関し必要な事項は、別途運営委員会にて定める。

(活動の範囲)

第 11 条 第 1 条に定める相互協力の範囲は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 援助を求めた会員館
- (2) 会員館もしくはその設置者もとめられ行う周辺文化財等への対応
- (3) 三重県内の文化財等

(その他機関、団体との連絡及び協力の内容)

第 12 条 本部は被災館の救援のために、被害の状況を関係機関等へ提供するとともに、その被害に対してとらなければならない処置や必要とされる資器材、一時保管場所、作業援助者等に関しても、関係機関等への連絡及び協力依頼を行う。

2 災害時に文化財等の救援を目的とした委員会等が設置される場合においては、本部および会員館はそれに協力する。

(活動の手順)

第 13 条 本部及び会員館、協会役員は、災害時次の手順によって救援を行う。

- (1) 被災館は、速やかに被災状況を把握し本部に被害の状況を報告する。
- (2) 本部は被災館の状況を把握する。
- (3) 会長は被災館の状況に応じ、会員館職員から適任者を選定し派遣要請をする。なお、特に適任者が居ない場合、会員館職員全体に呼びかける。また、適任者が会員館職員にいない場合、会員館外へ派遣要請する。
- (4) 職員派遣の要請を受けた会員館は、直ちに職員派遣の可否を返答することとする。

資料 1

- (5) 会員館園は災害時に被害が生じないように、可能な限りの対策を実施する。
- (6) 会員館園は災害時に協会としての活動が実施された場合に対応できるように、情報の収集、資器材の備蓄、災害時事務局に事故ある場合の移転に備えた職員体制、職員派遣体制の確保、関係機関等との情報交換に努める。

附則

(施行日)

本規約は、平成 24 年 6 月 1 2 日より施行する。

資料 1

- (5) 館の業務としての派遣が認められず派遣要請された職員が職務専念義務免除手続きもしくは年次休暇手続きを行い参加しようとする場合、本部は交通費、滞在費、保険費用を支出することができる。
- (6) 本部および現地対策本部は必要とされる資器材を購入し提供したり、協会によって備蓄された資器材などを提供することができる。
- (7) 本部は、募金活動を行い、必要に応じて前項の活動に供することができる。

(本部の任務)

第 14 条 本部および現地対策本部の任務は、次の各号の定めるところによる。なお、災害時に文化財等の救援を目的とした委員会等が設置される場合は、以下の任務に限らず委員会等と連携し行動することができる。

- (1) 被災館園が、その被害に対してとらなければならない対策について必要とされる情報の提供
- (2) 応急処置に必要な資器材の提供、及び資器材提供者の紹介
- (3) 被災館園の管理資料の一時保管場所の照会、及び提供
- (4) 上記の対策等の実施にあたって必要とされる作業の援助
- (5) その他、必要と判断される救援活動
- (6) 事務局への報告
- (7) 救援活動終了後の報告書の作成

(連絡網)

第 15 条 協会が情報交換活動に使用する連絡網は、別途運営委員会において定める。(活動終了等の決定)

第 16 条 活動の終了、及び中断については、理事会を招集し決定する。

(活動の報告)

第 17 条 協会は、活動を実施した場合、会員館園に対してその報告を行うものとする。

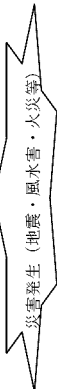
(日常的活動)

第 18 条 協会は災害時の活動を円滑に実施できるように、平時より次の各号の定める活動を行う。

- (1) 事務局及び各会員館園は災害時の活動に必要な情報の収集、及び各種調査研究活動を行い、会員館園の災害対策実施に資するために情報の提供及び交換に努める。
- (2) 事務局は災害時の活動に必要と想定される資器材を備蓄に努める。なお、備蓄場所については、運営委員会において定める。
- (3) 事務局は災害時の活動を円滑に実施できるように、関係機関等との情報交換に努める。
- (4) 事務局は災害時の活動を円滑に実施できるように、近隣府県の関係する機関や団体との情報交換に努める。

災害時の文化財等レスキューマニュアル

みえ歴史ネットワーク



1 災害発生時の連絡体制・緊急対応

- (1) 被害状況の把握 (被災市町・近隣市町)
被害状況把握活動の中で文化財全般 (古文書・歴史的公文書、民俗資料、標本類等 指定等の有無を問わず)、及び保管施設の被害について把握する。個別の被害状況の把握が困難な場合は、被災範囲の情報でも可とする。
また、近隣市町においても被災市町の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 文化財等の被害状況の照会、情報収集 (事務局)
みえ歴史ネットワーク事務局 (以下「事務局」) は、三重県教育委員会社会教育・文化財保護課 (以下「県教委」)、三重県環境生活部文化振興課県史編さん班 (以下「県史」)、三重県博物館協会事務局 (以下「三博協」) とも連絡を取り合い、被災市町へ電話やメール等可能な方法で文化財等の被害状況を照会する。また、資料所在情報カードをもとに被害の有無について県史資料調査員等へ聞き取りするなど可能な方法で情報収集に努める。

- (3) 文化財等の被害報告 (被災市町・近隣市町)
被災市町は、照会の有無にかかわらず、把握した文化財等の被害状況を電話、メール等可能な方法で事務局に報告する。近隣市町においても把握した情報を事務局に連絡する。

- (4) 情報共有 (事務局等)
被害の報告を受けた事務局は、県教委、県史、三博協と相互の連絡を密にし、被害の内容について情報共有を行う。同時に必要に応じて会員市町とも情報共有する。また、必要があれば、他の県機関 (関係課、図書館、図書館、美術館、斎宮博等) 等に被害情報を提供することができる。
県の機関等で情報を共有することにより、極力重複照会を避け被災市町の負担軽減に努める。

- (5) 文化財等の被害状況の確認 (事務局・被災市町)
事務局は可能な限り速やかに現場へ行き状況確認を行う。県教委、県史、三博協及び会員市町等と協働体制をとる。緊急の場合は現場で被災文化財等保全のための必要な処置を施す。なお、所蔵者との連絡調整は原則として当該市町が当たる。

- (6) 所蔵者への保存依頼 (被災市町)
被災文化財等の所蔵者に対し、廃棄せず保存に努めてもらうよう依頼する。

2 レスキュー活動

- (1) 支援依頼 (被災市町)
被災文化財等のレスキュー活動にあたっては、被災市町から首長名または教育長名で事務局 (当面、事務局の組織の長あて) に支援依頼する。緊急の場合は、口頭による依頼も可とする。この場合は、追って文書依頼を行う。被害内容によっては、県教委、県史、三博協等へも同時依頼する。

- (2) 支援 (事務局)
事務局は、県教委、県史、三博協及び会員市町、人材登録者等と連絡を取り合い協働体制で被災文化財等レスキューの支援にあたる。

- (3) その他 (事務局)
事務局は被災文化財全般について、可能な限り救済の相談に応じる。
大規模災害時、文化財等の搬送を目的とした国等の機関が設置される場合は、事務局はその機関へ情報提供等の協力をする。

3 日常の活動

- (1) 所在情報の共有 (事務局・会員市町等)
文化財等の所在情報や状況の把握に努め文化財等の保護・活用に役立てるとともに、災害時の活動をスムーズに行えるよう、事務局との情報共有をする。
- (2) レスキューの資材と場所 (事務局・会員市町等)
文化財等のレスキューに必要な資材の備蓄に努めるとともに、活動に必要な場所を想定するよう心がける。
- (3) 研修と啓発 (事務局・会員市町等)
文化財等の所蔵者や常に連絡を取りコミュニケーション図るとともに、文化財等の大切さについて研修等を通じて啓発し理解を得る。

連絡先

- みえ歴史ネットワーク事務局
三重県総合博物館 (三重県博物館協会事務局)
TEL 059-2228-2283 FAX 059-229-8310
E-mail: MieMu@pref.mie.jp
- 三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課
TEL 059-224-2999 FAX 059-224-3023
E-mail: shabun@pref.mie.jp
- 三重県環境生活部文化振興課県史編さん班
TEL 059-224-2057 FAX 059-224-2059
E-mail: kenshi@pref.mie.jp

災害時の文化財等レスキュー プロチャーター
みえ歴史ネット

